

申告日程

■古川地域 受付時間 午前▶9時～11時（※は正午まで） 午後▶1時～4時

会 場	日 時	対象行政区
西古川地区公民館	2月15日火 午前	矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地
	午後	堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井
	16日水 午前	成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南
	午後	三丁目、大崎南、新田西、新田東
	17日木 午前	新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、氷室
	午後	上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目
長岡地区公民館	18日金 午前※	西古川地区公民館での申告対象で指定日に申告できなかった人
	21日月 午前	休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、渕尻
	午後	富長西、富長東、上坪、馬櫛、下谷地
	22日火 午前	桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北、川熊南、川熊北
	午後	小林下、小林上、宮沢南、宮沢中、宮沢北
	23日水 午前	雨生沢、北宮沢表、北宮沢裏、元清滝
市役所東庁舎5階大会議室	午後	下清水沢、上清水沢、沢田上、沢田下
	24日木 午前	小野第一、小野第二、小野第三、小野第四、小野第五
	午後	荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四、長岡
	25日金 午前※	長岡地区公民館での申告対象で指定日に申告できなかった人
	28日月 午前	下中目二、石森、宮内
	午後	榆木、下中目一、師山
	3月1日火 午前	荒川小金丁、十日町、七日町、前田町、大幡、北町北一、北町北二、稻葉中
	午後	北町南、北町中、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中、稻葉東一、稻葉東二、稻葉東三
	2日水 午前	南町北、南町南、南町西、古川南新町、浦町西、浦町東、畠中北、畠中南
	午後	栄町、稻葉北一、稻葉北二、稻葉西、稻葉南、古川駅前
	3日木 午前	塚目南、塚目北、西荒井北、川端、駅南団地、鶴ヶ坪
	午後	米倉、西荒井上、西荒井南、小泉、宮袋、若葉
	4日金 午前	福沼一、福沼二、福沼三、江合本町、江合寿町
	午後	中里南第一、中里南第二、中里南第三、江合錦町
	6日土 午前・午後	給与所得者等で平日の申告が困難な古川地域全地区の人
	7日月 午前	千手寺、古川横町、二ノ構、三日町北、三日町南、米袋、中里中、中里北、東町
	午後	城西、竹ノ内、大江向、新稻葉、古川台町、西館東、西館中
	8日火 午前	福浦一、福浦二、福浦三、李坪西一、李坪西二、神田、李坪東
	午後	上古川、諭訪西、諭訪中、諭訪東、蓑口沼、馬寄
	9日水 午前・午後	古川地域全地区
	10日木 午前・午後	古川地域全地区
	11日金 午前・午後	古川地域全地区
	14日月 午前・午後	古川地域全地区
	15日火 午前・午後	古川地域全地区 ※受付は午後3時まで

■ **住民税の住宅ローン控除**

所得税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の適用を受けている人で、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった場合は、その分を翌年度の住民税から控除することができます。（九万七千五百円を限度）

ただし、次の場合となります。

① 平成二十一年から二十五年までの間に居住し、住宅ローン控除の適用を受けた人で所得税から控除しきれなかつた金額がある場合。

② 平成十一年から十八年までの間に居住し、住宅ローン控除の適用を受けている人で、所得税から控除しきれなかつた金額がある場合。

※ただし、控除を受けるためには、所得税の住宅ローン控除を勤務先での年末調整または所得税の確定申告で済ませていることが条件です。この場合、住民税の申告は不要です。

※山林所得、退職所得のある人、または平均課税の適用を受けている人は、申告することにより控除額が大きくなる場合があります。

■ **寄付金控除**

寄付した団体からの領収書・証明書等が必要です。

市県民税 (国民健康保険税)

税の申告はお早めに!!

申告期間 2月15日火～3月15日火

■問い合わせ

税務課市民税担当 ☎ 23-2162

各綜合支所市民稅務課

松山 ☎ 55-2112 三本木 ☎ 52-2112
鹿島台 ☎ 56-7114 岩出山 ☎ 72-1212
鳴子 ☎ 82-2019 田尻 ☎ 39-1114

市県民税（国民健康保険税）申告チェックシート

平成23年1月1日現在、大崎市に居住していましたか？

 大崎市への市県民税(国民健康保険税)の申告は不要です。

前年に収入のあった人は、平成23年1月1日現在居住の市町村にお問い合わせください。

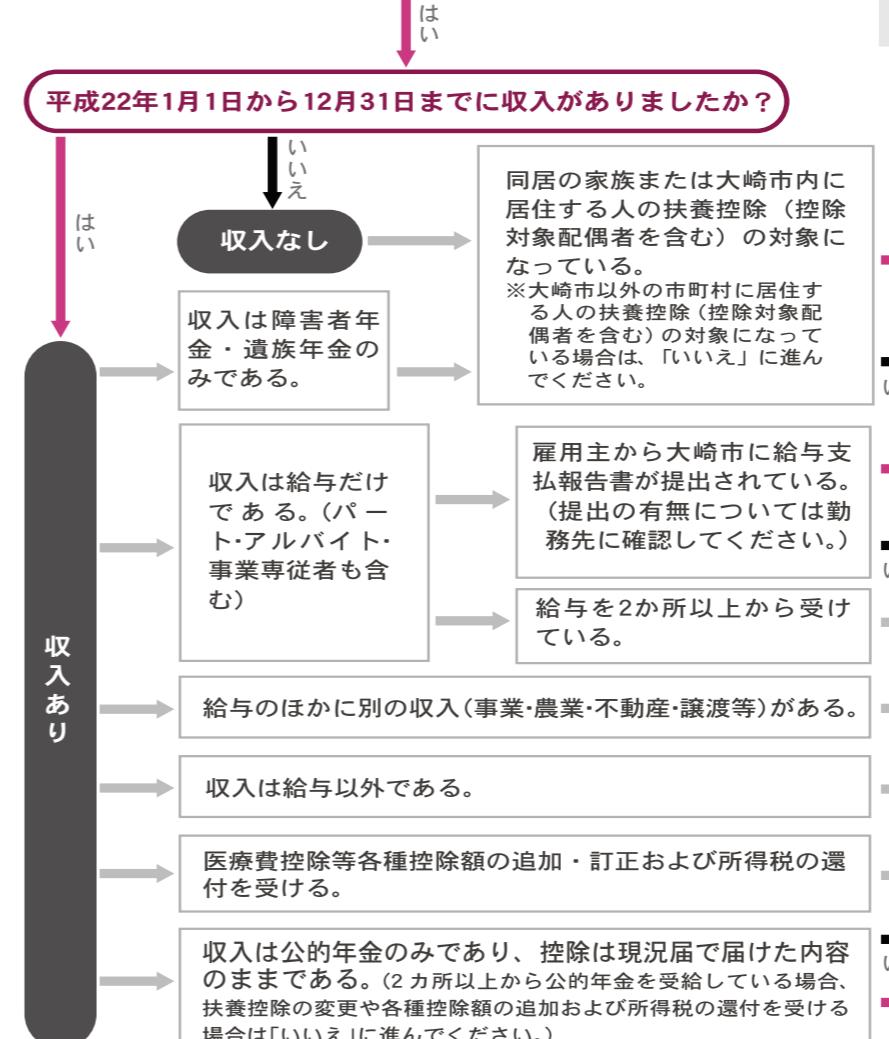
申告は不要ですが、**所得証明書等が必要な人**(保育所入所・乳幼児医療費助成・児童扶養手当・幼稚園就園奨励費補助金等の受給・社会保険の扶養などの申請をする人)は、**所得がない旨の申告が必要です。**

申告が必要です。

申告は不要です。

申告が必要です。

申告は不要です。



- 印鑑（インキ浸透印は不可）
- 平成二十二年中の収入および経費がわかるもの
- ・ 給与および公的年金の源泉徴収票または給与収入等を証明できるもの
- ・ 営業等所得を申告する人は、収支内訳書や所得を算出するのに必要な諸帳簿、必要経費の領収書など
- 各種控除を受ける人は、領收書、証明書、障害者手帳など
- ※ そのほか必要な資料をお持ちください。

■ 農業所得の申告

農業所得の申告は収支計算で行います。出荷証明、領收書等を持参してください。持参しない場合は、経費に算入できない場合がありますのでご注意ください。「農業所得簡易計算」は、すでに廃止されています。

■申告に関しての留意点